

岩手県告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 1 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 107 号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 遠野市小友町 18 地割 65 番 5 地先から 17 地割 123 番 2 地先まで
 - イ 遠野市宮守町下鱒沢 33 地割 243 番 1 地先から 32 地割 166 番 6 地先まで
 - ウ 遠野市宮守町下鱒沢 22 地割 43 番 1 地先から 27 地割 43 番地先まで
 - エ 遠野市宮守町下鱒沢 27 地割 36 番 1 地先から 26 番 15 地先まで
 - オ 遠野市宮守町下鱒沢 27 地割 1 番 1 地先から 2 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 1 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 21 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで
- 2 (1) 路線名 340 号
 - (2) 供用開始の区間 遠野市上郷町平倉 38 地割 11 番 3 地先から 1 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 1 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 21 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで